

中学校再編に伴う遠距離通学について

1 中学校の現在の通学方法

(1) 登下校の方法

○徒歩、自転車、路線バスによる通学

(2) 通学距離

○中学校で概ね 6 km 以内が適正（小学校は 4 km 以内）

(3) 登下校時間

○学校、季節によって異なる。

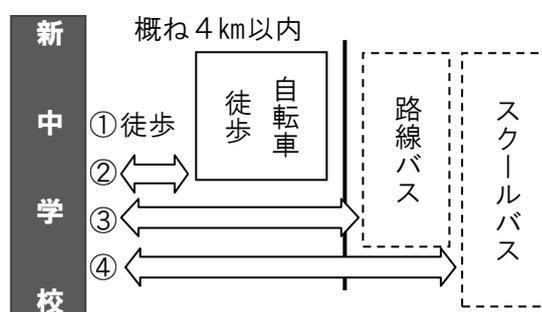
概ね午前 7 時 30 分までに登校、下校は午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

2 遠距離通学の検討手順

(1) 通学方法検討の考え方

○新中学校への通学

- ①概ね 2 km 以内 = 徒歩
- ②概ね 2 km 超え 4 km 以内 = 徒歩又は自転車利用
- ③概ね 4 km 超える = 路線バス利用
- ④概ね 4 km 超えるが、路線バス等が利用できない = スクールバス利用



(2) 遠距離通学におけるバス利用の方向性

○路線バス沿線地域では、①路線バス利用を検討、②スクールバスの運行、という流れで検討する。

(3) 通学に関する補助等の検討

- ①自転車（電動アシスト付自転車含む）・ヘルメット購入費補助を検討
- ②通学補助（定期券現物支給）を検討
- ③スクールバスの購入を検討

3 遠距離通学における確認事項

(1) 徒歩・自転車通学の可能性

- 徒歩通学・自転車通学を可能とする区域及びその生徒数の確認
- 通学路の安全性も確認

(2) 路線バス等による通学の可能性

- 路線バスの運行区域の対象人数を確認
- 増便・追加車両、ルート等の変更の可能性を検討

(3) 上記2つでは対応できない通学へのスクールバス対応

- 徒歩・自転車・路線バス等による通学ができない場合には、スクールバスの運行を検討
- 通学路やバス停の安全性の確認
- スクールバスの運行ルート・乗降場所・運行時刻（登下校）を設定

4 下田中学校からの2・4・6 km距離



※赤線は6 km以上

【稲梓・稲生沢方面】

・国道414号線	①下田駅入口交差点付近 2 km ②柳生入口交差点付近 4 km ③重願寺先カーブ付近 6 km
・県道蓮台寺立野線	④大沢口バス停付近 6 km
・市道土浜高馬線	⑤こむらさき付近 2 km ⑥本郷橋付近 4 km

【白浜・外浦方面】

・国道135号線	⑦新下田橋付近 2 km ⑧上の山鎮目クリニック付近 4 km ⑨ペンション青い海付近 6 km
----------	---

【須崎・柿崎方面】

・県道須崎柿崎線	⑩下田ポートサービス付近 4 km ⑪須崎御用邸付近 6 km
・市道須崎線	⑫川上バス停付近 6 km

【田牛・吉佐美方面】

・国道136号線	⑬シルバー人材センター付近（敷根1号線経由）2 km ⑭ローソン付近（岩下経由）2 km ⑮入田浜入口付近（岩下経由）4 km（大賀茂経由 4.5 km） ⑯吉佐美バス停付近（岩下経由）4.6 km（大賀茂経由 4 km） ⑰テイクワン付近 6 km（大賀茂経由 3.7 km） ⑱マリンジャンボ入口付近（大賀茂経由 4 km）
・市道吉佐美田牛線	⑲総合グラウンド付近 6 km（大賀茂経由 5.7 km） ⑳田中第一隧道付近（大賀茂経由 6 km）

【大賀茂方面】

・県道下田南伊豆線	㉑金山バス停付近 2 km ㉒堀切バス停付近 4 km
-----------	-----------------------------

※赤字：6 km、青字：4 km、黒字：2 km

中学校スクールバス導入財源

1. スクールバスの購入費

- ・（国庫）へき地児童生徒援助費等補助金 377万円／台

スクールバスとは、常態として専ら遠距離通学生徒（通学距離が6km以上の生徒）をいう。1台当たり377万円を限度として、購入費の2分の1の額とする。利用生徒に比べて過大な定員のバスを購入する場合には、交付内定を行わないか、又は、補助交付額の算出に当たり考慮することがある。

- ・（地方債）過疎対策事業債

スクールバスの地方負担分に充当（100%、交付税措置7割）できる。

2. スクールバスの維持運営費

- ・（普通交付税）基準財政需要額（中学校費・密度補正）600万円／台・年

スクールバスについては、1台当たりの維持運営費として、人件費、燃料費、修繕費等を普通交付税・中学校費において密度補正で算入している。 @ 1台×149.23×40,400円 ≒ 600万円

バス（定員10人以上。なお運転手は除く）に限ることとし、ハイヤー、ジープ等は除くこと。スクールバスを児童生徒の通学以外の目的で運行し、又は便乗により利用している場合（有償での利用も含む）でも児童生徒の登・下校に支障がない限り、当該スクールバスを基礎数値に含めること。

3. スクールバスの住民利用

- ・(国) 文部科学省の承認

「へき地児童生徒援助費等補助金に係るスクールバス・ボートの住民利用に関する承認要領」

バス等の交通機関のない地域又は交通機関の運行回数が著しく少ないことにより交通機関の利用が著しく困難となっている地域の住民のため、スクールバスを生徒の通学以外の目的で運行し、又は便乗し利用することについて、文科省へ申請（有償・無償とも）により承認される。

4. 生活路線バス対策

- ・(特別交付税) 80%ルール分算入

過疎地域住民等の生活路線確保のために、バス事業者に対して、運行によって生じる赤字及びバス購入費について補助を行っている。これについては、地域的に限られた財政需要なので特別交付税に算入している。

○過疎対策事業債を充当予定の事業は、特別交付税の算定の対象外。

○無料バスは、対象外となるので留意すること。

下田市では、「自主運行バス事業補助（賀茂逆川線・田牛線）」「継続困難バス補助（大賀茂線・須崎線）」×80% ≒ 550万円／年が算入

市内路線 通学時間の運行本数



平成29年6月現在